

固定資産税の「縦覧」とはどんな制度？

Q 固定資産税には「縦覧」という制度があると聞きましたが、どのような制度なのかを教えてください。また、令和3年度の縦覧期間はいつですか。

A 固定資産税の「縦覧」は、土地・家屋について、縦覧帳簿をご覧いただくことにより、納税者が自己の所有する資産の価格と区内にある他の資産の価格とを比較して、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認していただく制度です（無料）。期間等は、次のとおりです。

▽期間 令和3年4月1日(木)から4月30日(金)まで [土・日・祝日を除く] (予定)

▽時間 8時45分から17時00分まで

▽場所 資産の所在する区の区役所税務課の窓口

▽縦覧できる方 固定資産税の納税者、その代理人など

▽必要書類 官公署発行の顔写真付き本人確認書類

[例] 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード(個人番号カード)など

※顔写真付きでない場合は、納税通知書と健康保険証など2種類の書類が必要です。

※代理人の場合は、委任状及び代理人ご自身の本人確認書類が必要です。

(法人の場合は、委任状に代表者印を押印してください。)

令和3年度の価格について不服があるときは、4月1日以降、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申出をすることができます。詳しくは土地・家屋については資産の所在する区の区役所税務課に、償却資産については横浜市償却資産センターにお問い合わせください。

ご本人の資産について価格等の確認をされたい場合は、年間を通じて課税台帳の閲覧制度があります(無料)。土地・家屋については資産の所在する区の区役所税務課、償却資産については横浜市償却資産センターの窓口で閲覧できます(土・日・祝日を除く8時45分から17時00分まで)。閲覧の際はご本人であることを確認させていただきます。

※ 令和3年度の固定資産税の納税通知書は4月上旬に発送します。

第1期納期限は4月30日(金)です。